

掛川市条例第19号

掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬額	区分		報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の非常勤の特別職の職員	1日につき <u>13,700円</u> を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める額（必要に応じて月額又は年額とすることができる。）		その他の非常勤の特別職の職員	1日につき <u>20,000円</u> を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める額（必要に応じて月額又は年額とすることができる。）	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。